

令和6年度診療報酬改定に関する答申等の一部訂正について

- 令和6年2月14日の中医協総会の資料（「個別改定項目について」や「答申書」）の主な訂正箇所（差し替え）は下表のとおりです。この他の形式的な訂正箇所（差し替え）については表への記載を省略しています。

	該当項目 (個別改定項目)	2月14日の中医協総会資料		修正の内容
		資料 総—1 個別改定項目について	資料 総—2 答申書	
1	I-2-② 特定集中治療室管理料等の見直し	訂正あり	—	新設する「特定集中治療室管理料5・6」の施設基準について、誤記（1床当たり20平方メートル以上）を、正しい表記（1床当たり15平方メートル以上）へ訂正
2	I-5-② 看護補助体制充実加算に係る評価の見直し II-2-① 地域で救急患者等を受け入れる病棟の評価 II-4-⑪ 主としてケアを担う看護補助者の評価の新設	訂正あり	—	見直しを行った「看護補助体制充実加算」に係る施行日に係る記載について、身体的拘束に係る一部の要件の経過措置を設け適用を令和7年6月1日とする正しい記載へ訂正（「I-1-②入院基本料等の見直し」の入院料等の通則における「医療機関に組織的に身体的拘束を最小化する体制の整備」の施設基準と同様の考え方） ※ A101療養病棟入院基本料（注13）、A106障害者施設等入院基本料（注10）、A207-3急性期看護補助体制加算（注4）、A214看護補助加算（注4）、A304地域包括医療病棟入院料（注8）、A308-3地域包括ケア病棟入院料（注5）について同様。
3	II-2-① 地域で救急患者等を受け入れる病棟の評価	訂正あり	訂正あり 別紙1-1 (医科点数表)	地域包括医療病棟入院料について、算定における包括範囲を正しい記載へ訂正 ※ 「A304地域包括医療病棟入院料」の「注4 診療に係る費用のうち次に掲げるものは、地域包括医療病棟入院料に含まれるものとする」イ～ルの規定に必要な訂正を記載
4	II-2-⑫ 地域包括ケア病棟入院料の評価の見直し	—	訂正あり 別紙1-1 (医科点数表)	地域包括ケア病棟入院料に係る生活療養を受ける場合の「地域包括ケア入院医療管理料2のイ（特定地域）」の改定後の点数について、誤記（2,2257点）を正しい記載（2,257点）へ訂正
5	II-2-⑫ 地域包括ケア病棟入院料の評価の見直し	訂正あり	—	地域包括ケア病棟（特定地域）に係る点数について、答申書の別紙1-1（医科点数表）と同様、正しい数値へと訂正
6	II-3-⑤ 療養病棟入院基本料の見直し	訂正あり	訂正あり 別紙1-1 (医科点数表)	療養病棟入院基本料に係る算定要件の注1の記載について、療養病棟において中心静脈栄養を実施している状態にある者の摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制が確保されていると認められない場合に算定する入院料について、正しい記載へと訂正

7	Ⅱ－４－⑥ ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の見直し	訂正あり	—	ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の評価項目の見直しにおける「点滴ライン同時３本以上の管理」について、「注射薬剤３種類以上の管理」に変更し、評価対象は一般病棟用の重症度、医療・看護必要度における同項目と同様とする。」について、「点滴ライン同時３本以上の管理」について、「注射薬剤３種類以上の管理」に変更する。」に訂正。（総－１参考についても同旨の訂正。）
8	Ⅱ－４－⑰ 障害者施設等入院基本料等の患者割合に係る要件の見直し	訂正あり	—	障害者施設等入院基本料等の要件である、重度の肢体不自由児（者）等の患者割合に関して、変更届出が必要ない一時的な変動について「暦月で３か月を超えない期間の１割以内」との正しい記載へと訂正
9	Ⅱ－５－① 生活習慣病に係る医学管理料の見直し	訂正あり	訂正あり 別紙１－１ (医科点数表)	生活習慣病管理料に係る併算定に関し正しい記載へと訂正。 ※ 生活習慣病管理料（Ⅱ）について、在宅自己注射指導管理料の算定は不可、診療情報提供料等の算定は可能（算定要件／注１・注２） ※ 生活習慣病管理料（Ⅰ）について、生活習慣病管理料（Ⅱ）を算定した日から６月以内の期間における算定は、可能（算定要件／注５）
10	Ⅱ－６－④ サーベイランス強化加算等の見直し	訂正あり	訂正あり 別紙１－１ (医科点数表)	新設する加算の名称について「抗菌薬適正使用加算」を「抗菌薬適正使用体制加算」とする訂正
11	Ⅲ－４－１－② 救急医療管理加算の見直し	訂正あり	訂正あり 別紙１－１ (医科点数表)	救急医療管理加算の適用において、算定要件／注１の「別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する保険医療機関においては、本文の規定にかかわらず、入院した日から起算して７日を限度として、210点を所定点数に加算する」の対象について、「救急医療管理加算２を算定する患者」であることを明示する訂正
12	Ⅲ－６－⑤ ライフステージに応じた口腔機能管理の推進	訂正あり	訂正あり 別紙１－２ (歯科点数表)	新設する「歯科口腔リハビリテーション料３（１口腔につき）」の算定要件について、対象に「歯科疾患在宅療養管理料を算定する患者」を追加する訂正
13	Ⅲ－６－⑩ う蝕の重症化予防の推進	訂正あり	訂正あり 別紙１－２ (歯科点数表)	「機械的歯面清掃処置」の算定要件について、対象に「周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）、周術期等口腔機能管理料（Ⅳ）、回復期等口腔機能管理料」を算定した患者を追加する訂正
14	Ⅲ－９－① 長期収載品の保険給付の在り方の見直し	—	訂正あり 別紙４ (療養担当規則)	療養担当規則の様式第二号、様式第二号の二の改正について、改定箇所を「令和６年６月１日施行」から「令和６年１０月１日施行」の正しい位置へと訂正